

支援学級

本人の障害やニーズに応じて、個に応じた特別のカリキュラムを組んで学習をする場です。障害の種別ごとに設置され、その障害に応じた自立活動を必ず行います。

通級指導教室

通常の学級での学習におおむね参加できるものの、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、週に1時間から8時間程度自立のための指導を行います。

下学年の教科学習

支援学級では本人の障害やニーズに応じて、当該学年や下学年の教科の目標や内容、知的障害特別支援学校の教科の内容を目標として設定し、個に応じたカリキュラムを組んで学習します。

支援学校

一部、小中学校に準ずる教育を行うとともに、障害に応じた困難を克服するため、自立活動を主に教育課程を編成している学校です。

特別支援教育支援員

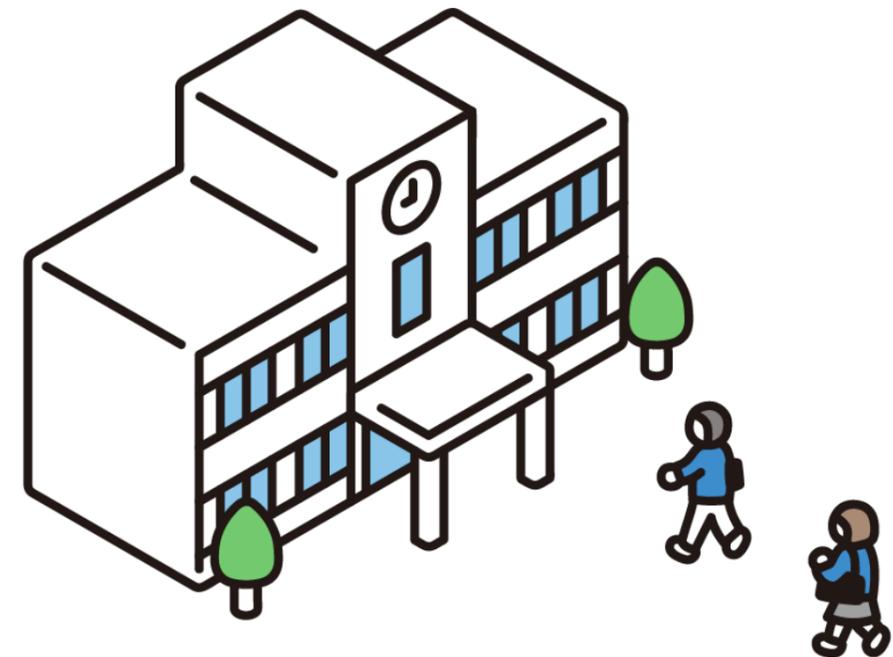
発達障害等の児童・生徒に対する支援を行います。教員ではないため、あくまで学習活動や学校生活での支援が主な仕事になります。自校通級指導教室設置校に配置する予定です。

自立を目的にした特別なカリキュラム (自立活動)

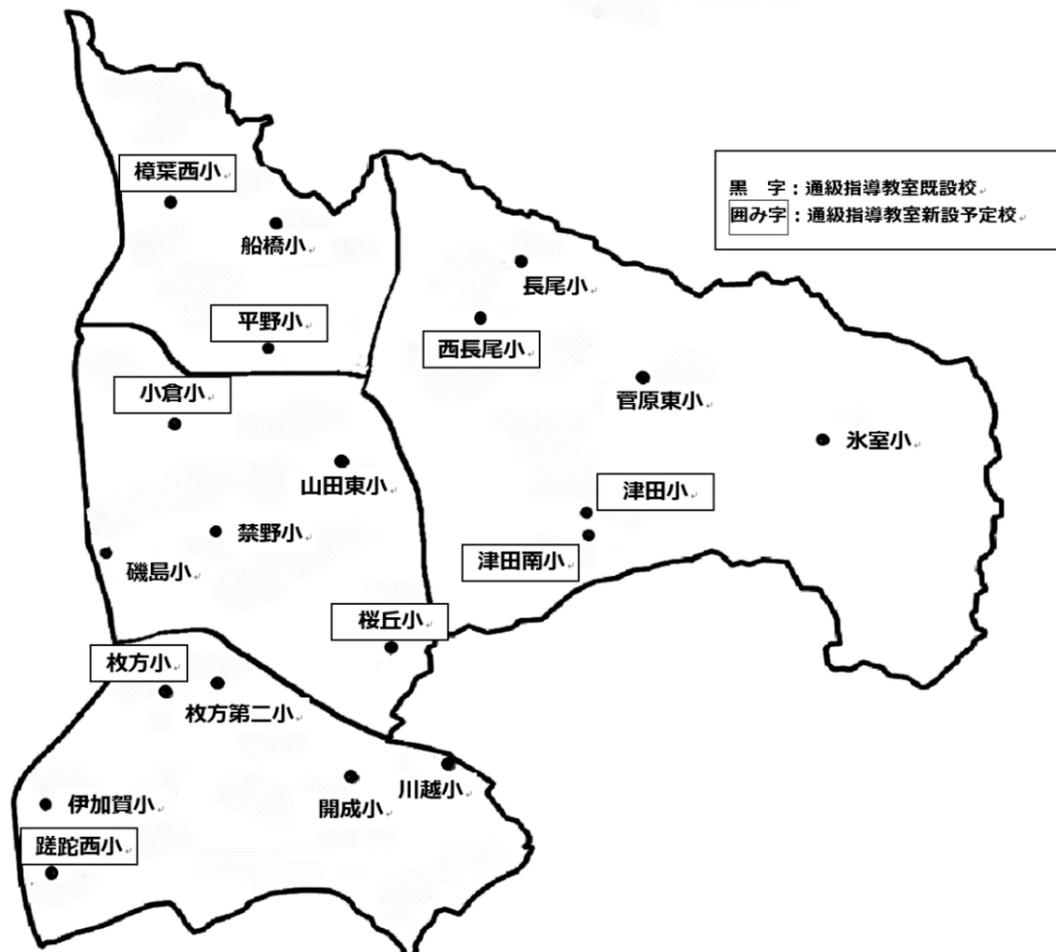
個々の児童・生徒の障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために、個別の指導を行います。「自立活動」という名前の授業時間を、時間割の中に設定し、障害の状態により、「健康」「心理」「環境把握」「身体の動き」「人間関係」「コミュニケーション」の分野についてトレーニングを行います。自立活動の内容は、学校と保護者が、本人の障害の状態やニーズについて話し合い、決めていきます。

一人のひとりの教育的ニーズを大切に「ともに学びともに育つ教育」の実現

今後の枚方市の支援教育について



令和5年度 小学校通級指導教室設置校



枚方市の支援教育が変わります!

支援教育専用相談窓口
 枚方市教育委員会事務局
 TEL 050-7105-8009
 受付 平日 9:00~17:00
 ※10月17日より電話受付開始

- 1. 学びの場の選択肢が増えます
- 2. 自立に向けた学びを充実させます

学びの場の設定について

本人の障害の状態を踏まえた教育的ニーズに合わせて、学校が保護者の意向を尊重して学びの場を設定します

特別の学習内容が **不必要** → 通常の学級での合理的配慮

必要



自立活動の時間が **少ない**

多い



支援学級

支援学級の教室では本人の自立を目的に特別なカリキュラムを編成します。また、教科指導を下学年の内容を中心に、通常の学級の教室では同学年の内容を中心に学習します。

めやす

15 時間

14 時間

支援学級・通級指導教室での学習
通常の学級での教室での学習

支援学級の教室では本人の自立を目的に特別なカリキュラムを編成します。また、教科指導を同学年の内容を中心に、通常の学級の教室でも同学年の内容を中心に学習します。

めやす

9~14 時間

20~15 時間

通級指導教室

通常の学級の教室で、教科指導を同学年の学習内容で学習します。一部の時間に、通級指導教室で、学習や生活での困りごとを改善するための力を身につけます。

めやす

1~8 時間

28~21 時間

※授業時数は週当たり 29 時間とした場合のめやすです。

どの学びの場を選択しても

「ともに学び、ともに育つ」ことを大事にします

新たな学びの場の増設について

自校通級指導教室の設置について

※他校通級指導教室(放課後指導)は従来と同じスタイルで残ります

通常の学級でおおむね学習しますが、本人の学習面・生活面での困り感によりそい、一部の時間で通常の学級とは別の教室で学習を行います

令和 5 年度



中学校
全校に設置

特別支援教育支援員を配置し、個に応じた支援を行います。



モデル小学校
4地域 9 校に設置*

特別支援教育支援員を配置し、個に応じた支援を行います。対象児童数や余裕教室数を勘案して設置します。

※モデル小学校は裏面をご覧ください。



その他の小学校
将来的に設置をめざす

設置されるまでは支援学級で支援を受けます。または合理的配慮のもと、通常の学級で授業を受けます。

令和6年度の設置校は令和5年のできるだけ早い時期に検討します。

今後の枚方市の支援教育について

保護者や児童・生徒に寄り添った就学相談の実施

今後の枚方市の支援教育の方針について、すべての児童・生徒が令和5年度から学びの場を選択することとした方針については撤回とし、保護者や児童・生徒の気持ちに寄り添って学びの場の選択が行えるよう就学相談を実施します。

自校通級指導教室の全校設置

今後、希望する保護者や児童・生徒が選択できるよう、近い将来自校通級指導教室の全校設置をめざします。

特別支援教育支援員の配置

新設の自校通級指導教室設置校において、発達障害等の児童生徒に対する支援を補助するため、特別支援教育支援員を配置します。特別支援教育支援員は、通常の学級におけるサポートのための活動を行います。

支援教育のさらなる質的向上

教員用の教育ソフトを活用し、子どもたちの教育的ニーズに対応した適切な「個別の教育支援計画」を作成したり、適切な教材を提供できるようにしたり、教員研修の充実を通じて教員をサポートし、支援教育のさらなる質的向上を図ります。

その他、施設の一部改修を行い、環境整備に努めていきます。